

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

非常勤職員勤務対応速報

2021年10月13日 全組合員配布・分会掲示

臨時休校、授業曜日の変更の際の 非常勤講師の勤務（給与）について

臨時休校や緊急時対応等の連絡が非常勤職員に届かないという相談が本部へ寄せられています。以下の通り確認しています。全組合員で情報を共有するとともに、非常勤職員の方へ周知をお願いいたします。

- 臨時休校等によりその日の授業がなくなった場合
→授業がなくなっても勤務する必要がある。（授業以外の業務）
※あらかじめ授業の振替が可能であれば、勤務の振替で対応することも可能。
振替対応なし、勤務していないといった場合は新高教本部まで連絡を！！
- 年間計画にはない「授業曜日の変更」が行われた場合（水曜に木曜の授業など）
→当初予定通りの勤務。（勤務の振替がなされていればその通りに勤務）
※変更の影響から、授業数が増える場合は授業を行うことはできない。
授業数が減る場合については予定されていた時間分勤務が必要。

例：(a)授業の入っている水曜日が、もともと授業の入っていない木曜授業に変更
→授業がなくても勤務する。
(b)もともと授業の入っていない水曜日が、授業の入っている木曜授業に変更
→勤務の振替が行われていない場合は、授業をすることはできない。
(c)水曜日にも、木曜日にも授業がある場合
→授業数が同じであれば対応可能。
授業数が当初計画よりも少なくなる場合は、授業以外の業務に従事して調整。
授業数が当初計画よりも多くなる場合は、増えた分の授業は行えない。

ポイントは勤務日に変更となる場合は、勤務の振替をする必要があり、振替できない場合は年間計画通りの勤務になります。

年間計画での報酬の枠が決まっていることから、上記の対応となります。

※20年4月より実績給となったことから、勤務をしていないと報酬が支給されない。

緊急時に誤った対応がなされないよう、管理職に事前に確認をするとともに、ご不明な点は新高教本部（025-265-4151）までご連絡ください。

また、成績処理業務の設定月数（6回）についてもよくご確認ください。

★新潟県高等学校教職員組合は、臨時職員の処遇改善に向けてとりくんでいます。

臨時職員の組合加入も随時受け付けております。

お近くの分会員または新高教本部（025-265-4151）までご相談ください。